
第7回 電気保安制度ワーキンググループの事務局案に対する意見

2021年10月13日



「小出力発電設備に係る規制の適正化」

1. 検討概要：

- 20kW未満小形風力発電設備に対して「技術基準維持義務」の適用
 - ・ 現況：風力発電設備は、その大小に関わらず安全な発電設備として機能させる為には適正な業者による施工、適正なメーカーによる販売及び適正な立地の確認、適正な業者によるメンテナンスが必須となる。当協会においては、ガイドラインの作成及びガイドラインによる会員企業へのセミナーを通じて小形及び中型の風力発電設備の適正な導入を促している。
- 20kW未満小形風力発電設備に対して「基礎情報届出」の適用
 - ・ 現況：20kW未満の風力発電設備の大半がFIT制度を活用して導入されており、導入当時から「技術基準の適合」は必須条件であったが昨今「技術基準の適合」を維持できないおそれのある発電事業者が散見される。これは、メーカーの殆どが海外のメーカーであり我が国の適正な施工業者、販売業者、メンテナンス業者等のパートナーが見つからなかった事があると当協会は考えている。発電事業者としては、適正に維持管理出来るメーカーの機器に乗り換えたいという希望があるが、実際は、「施工図書」が存在せず発電事業者の要望に応えられるかどうかの判断も出来ないという状況がある。
- 20kW未満小形風力発電設備に対して「使用前自己確認」の適用
 - ・ 現況：「技術基準の適合」に対し第三者機関から認証を受けているメーカーには施工マニュアルが存在し、その中に施工後の試運転マニュアルが存在している場合が殆どである。しかしながら、地耐力が弱い場所への設置の際、杭を使った工法も散見される。杭頭の溶接は現場溶接となるが、メーカーのマニュアルに記載されていないからという理由ではなく、業界の健全な発展を促す上で「浸透探傷試験」等の試験成績書は施工図書に残すべきであると考えます。

2. 意見：

- 「技術基準維持義務」の適用への当協会の意見
 - ・ 上記の活動を鑑み、本WGで議論される20kW未満の小形風力発電設備に対する「技術基準維持義務」への適用において、当協会の方向性と合致している事から賛成させていただきます。
- 「基礎情報届出」の適用への当協会の意見
 - ・ FITを活用して導入した発電事業者に対して、機器のリプレースの判断材料として基礎の設計図書は必須の資料であると当協会は考えている事から賛成させていただきます。
- 「使用前自己確認」の適用への当協会の意見
 - ・ 施工業者とメンテナンス業者が異なるケースも多々あることから、責任の分界点を明確にする上でも試運転前にどのような確認をしたのかを記録し、残す事は必須であると当協会は考えている事から賛成させていただきます。

3. 検討事項：

- 20kW未満の風力発電設備はFIT制度により、約1000件以上が導入されている。上記の「技術基準維持義務」、「基礎情報届出」、「使用前自己確認」を行政に届出を義務化したとしても実際の発電事業者のリプレースの要望に応えるだけの資料かどうかの判断をどのように行うのか？また、発電事業者の要望があればリプレースの設計を行う業者への開示が可能なのか？等、更なるご検討の程、当協会からも事務局に要望したいと考えております。